

どうしよう うちの空き家



空き家・空き地は個人の所有物です。地域住民の生命や財産、そして生活環境に悪影響を及ぼすことが無いよう適切に管理するのは所有者の義務です。

管理せず放置すると、不法侵入や不法投棄、放火などの犯罪行為の温床になりかねません。また、樹木の繁茂や害虫の発生による生活環境の悪化を招いてしまいます。地域住民が損害を被る事態になれば、損害賠償を請求される可能性があります。

空き家等に何か異常があった時には、近隣の方や自治会の方からすぐ連絡をもらえるよう、気軽に連絡を取り合える関係を築きましょう。

不動産を相続によって取得したときは、相続登記の申請が義務化されました。

空き家等の相談窓口は裏面に記載しています。お気軽にお問い合わせください。

※酒田市住宅総合支援事業により解体費用を補助します。詳細は酒田市建築課（電話 0234-26-5749）へお問い合わせください。

※解体費用などの融資関係は、お近くの銀行などの金融機関に直接ご相談ください。

※空き地の除草や樹木の剪定は酒田市シルバー人材センター（電話 0234-22-3344）へお問い合わせください。

状況によっては、お受けできない場合がございます。

空き家等無料相談会へどうぞ

宅地建物取引業、建設業、司法書士、土地家屋調査士、行政書士、金融の各協会による相談が、同一会場で一度にできます。

ぜひ、この機会にご利用ください。

1回目 令和6年6月1日（土）

2回目 令和6年8月4日（日）

3回目 令和6年11月30日（土）

時間 いずれも午後1時～午後3時

**会場 いずれも酒田勤労者福祉センター
（酒田市緑町19番10号）**

**申し込み 事前に酒田市まちづくり推進課
へ申し込みください
電話 0234-26-5726
（随時受付）**

きりとり

郵便はがき



998-8790

酒田局
承認
704

差出有効期間
2026年3月
31日まで
（切手不要）

酒田市本町2丁目2番45号

酒田市役所まちづくり推進課 行



ご住所	〒	—
ご氏名		
電話番号		

きりとり

空き家・空き地の売買・賃貸・解体・相続などの相談はこちら

市では、空き家等ネットワーク協議会を組織し、市内の宅地建物取引業等の各協会からご協力いただき、空き家等に関わる様々な相談を無料で受付しております。お気軽にご相談ください。相談時間等は次のとおりです。

団体名	電話番号	相談受付時間	相談内容
宅地建物取引業協会 酒田	0234-26-4420	月・火・水・木・金 午前9時～午後5時	空き家・空き地(農地・山林は除く)を 売りたい、貸したい、買いたい、借 りたいなど(売却の相談の際は、事前 に登記簿謄本(全部事項証明)、固定資 産税課税明細書をご用意ください)
全日本不動産協会 山形県本部酒田事務所	0234-24-1355	月・火・水・木・金 午前9時～午後5時	
一般社団法人 酒田建設業協会	0234-33-0702	月・火・水・木・金 午前9時～午後4時	解体工事
土地家屋調査士会酒田支部 (伊藤支部長事務所)	0234-43-8830	月・火・水・木・金 午前9時～午後5時	建物滅失登記、土地の分筆・測量
司法書士会酒田支部 (小松支部長事務所)	0234-24-5250	月・火・水・木・金 午前9時～午後4時	相続登記、遺産分割協議書などの相 続を証する書面の作成、相続放棄の 申述・相続財産管理人選任申立など の家庭裁判所申立手続
行政書士会酒田支部 (薄衣支部長事務所)	0234-22-3353	月・火・水・木・金 午前9時～午後5時	相続人の調査・確定、相続関係図・遺 産分割協議書の作成、遺言書作成相談

ホームページをご覧ください



酒田市空き家等情報サイト

検索



きりとり

空き家等無料相談会申込

(該当する番号、項目を○で囲んでください)

◆空き家・空き地をどうしたいですか？

- ① 売却したい・賃貸したい ② 解体したい
③ 相続登記したい ④ 境界線をハッキリしたい
⑤ その他(自由記載)

[]

◆空き家等無料相談会に申し込む

- ① 6月 ② 8月 ③ 11月

◆所有している空き家・空き地の所在

酒田市 _____

酒田市 _____

酒田市に対し、所有する空き家等の情報を提供することに同意いたします

年 月 日

氏名 _____

きりとり

無料相談会に申し込まない場合でも酒田市空き家等ネットワーク協議会では、随時ご相談を受け付けております。

酒田市では、同意書を提出いただくことで、空き家問題の解決に取り組んでいます。これに了承いただける場合は、左記の同意書の返信をお願いします。

また、場合に応じて必ず解決するとは限りませんので、ご了承ください。

☎このはがきは目隠しシールがありませんので、差し障りのある方は下記よりご連絡ください。

問い合わせ・連絡先

酒田市まちづくり推進課

電 話 0234-26-5726

FAX 0234-26-4911

E-mail machi@city.sakata.lg.jp

又は酒田市空き家等情報サイト内「お問い合わせフォーム」

このお知らせは、空き家・空き地をお持ちでない方や、適正に管理されている方にもお知らせしております。ご了承ください。